**大阪市環境影響評価専門委員会会議録**

１　日　時　令和４年７月27日（水）16時00分～16時41分

２　場　所　ウェブ会議の方法により開催

３　出席者

　　　専門委員会委員：相原　嘉之　委員　　岩田三千子　委員　　内井喜美子　委員　　岡部　寿男　委員　　近藤　　明　委員　　嶋津　治希　委員　　西野　貴子　委員　　西村　文武　委員　　樋口　能士　委員　　道岡　武信　委員　　山田　忠史　委員　　若狭　愛子　委員

　専門委員会特別委員：早川　雅晴　委員

　　　　　　　大阪市：環境局長

環境局理事兼エネルギー政策室長

環境局環境管理部長

連絡委員会（環境局環境管理部環境管理課長　他）

事務局：環境局環境管理部環境管理課

４　議　題

「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業環境影響評価方法書についての検討結果報告書（案）」について

５　議事録

【司会】　ただいまより、大阪市環境影響評価専門委員会を開催させていただきます。

　議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます私、事務局の石原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

　本日の会議は、環境局会議室におきまして、ウェブ会議画面の投影により公開にて行っております。

　それでは、開会にあたりまして、大阪市環境局長の堀井より御挨拶申し上げます。

【環境局長】　環境局長の堀井でございます。本日は大変御多用の中、環境影響評価専門委員会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、平素から本市の環境行政の推進に多大なる御指導、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

　本日は、大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業環境影響評価方法書につきまして、５月31日の諮問以降、各専門部会におきまして事業者の環境配慮について御審議を重ねていただきました結果を取りまとめていただく予定となっております。

　本事業は、大阪・関西の魅力を世界に向けて発信するとともに、大阪の成長に寄与するものとして大変期待されるものでございます。一方、市民からの意見書も多数寄せられておりまして、市民の皆様の関心度の高い事業でもございます。

　委員の皆様には、昨年御審議いただきました環境影響評価技術指針に定めますＳＤＧｓ達成貢献をはじめとする各配慮項目を含め、環境の保全と創造の見地から御審議のほどをお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

　本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】　それでは、御出席いただいております委員の皆様のお名前を御紹介いたします。

　近藤会長、樋口会長職務代理、相原委員、岩田委員、内井委員、岡部委員、嶋津委員、西野委員、西村委員、道岡委員、山田委員、若狭委員、早川委員、以上13名の委員の皆様に御出席をいただいておりまして、映像と音声により委員御本人でいらっしゃること、また委員間で映像と音声が即時に伝わることを会長においても御確認いただいております。

　また、大阪市環境影響評価専門委員会規則第５条第２項の規定により、本会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

　続きまして、本市からの出席者を御紹介いたします。開会の御挨拶をいたしました環境局長の堀井、環境局理事兼エネルギー政策室長の山本、環境管理部長の松井、環境影響評価連絡会の７部局から関係課長が出席しております。

　続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前にメールにてお送りしております本日の「次第」及び「検討結果報告書（案）」、そして「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業環境影響評価方法書」の３点でございます。

　ここで、議事に入ります前に、ウェブ会議を進めるにあたり、御留意いただきたい事項につきまして御説明させていただきます。

　まず、マイクでございますが、御発言いただく時以外はオフにしていただきますようお願いいたします。御発言いただく際には、マイクをオンにしていただき、まず冒頭にお名前をお願いいたします。

　それでは、これ以降の議事につきまして、近藤会長にお願いしたいと存じます。近藤会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【近藤会長】　それでは、早速ですけれども議事に入らせていただきます。先生方には、お忙しい中、本日の専門委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

　さて、本日の議題は、５月31日に大阪市長から当専門委員会に諮問のありました「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業環境影響評価方法書についての検討結果報告書（案）について」でございます。

　諮問以降、これまで当専門委員会の大気、騒音振動、水質廃棄物、陸生生物、水生生物などの各部会において、検討、審議を重ねてまいりました。本日は、皆様に検討結果報告書の案について御検討をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、検討結果報告書の案につきまして事務局のほうから御説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】　それでは、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業環境影響評価方法書についての検討結果報告書（案）」の内容につきまして、事務局から御説明申し上げます。

　表紙を送っていただきますと、「はじめに」がございます。ここでは、本方法書につきまして、令和４年５月31日に諮問させていただきましたこと、また、令和４年５月２日から６月１日まで縦覧に供され、意見書の提出が28通ございましたことなどが掲載されてございます。

　ページを送っていただきますと、「目次」がございます。ローマ数字のⅠは「方法書の概要」でございます。ローマ数字のⅡは「検討内容」といたしまして、「１　全般事項」から「12　自然とのふれあい活動の場」まで、各部会におきまして御検討いただきました内容を取りまとめてございます。ローマ数字のⅢは本方法書に対して住民から提出されました「意見書の概要」でございます。最後に、ローマ数字のⅣで御検討いただきました中から「指摘事項」を取りまとめており、「おわりに」で報告書をまとめてございます。

　それでは、１ページまでお進みください。

　第Ⅰ章、事業者から提出されました環境影響評価方法書の概要をまとめてございます。

　１、２では事業の名称、事業の種類、３では規模といたしまして、計画地面積約64.2ヘクタール、駐車場台数約3,200台と掲載してございまして、４には事業者の名称を記載してございます。５では計画の概要として、事業の目的、経緯を記載しており、２ページに進んでいただきますと、６、事業の内容といたしまして、（１）で事業の位置、（２）の表では事業の概要として、延床面積や建築高さ、駐車場台数等を掲載してございます。

　また、ページを送っていただきまして、４ページまでお進みいただきますと、（４）でございますが、施設の配置計画といたしまして、施設の一覧の表、また、その下には施設配置図を掲載してございます。

　５ページまでお進みください。

　ここでは、（５）で緑化計画、（６）で供給処理計画を掲載してございまして、５ページの終わりから10ページにかけましては交通計画、工事計画を掲載、10ページの終わりで（９）といたしまして、ＳＤＧｓ達成への貢献を記載してございます。

　12ページまでお進みください。

　12ページからは、環境影響要因と評価項目の関係をお示ししており、項目ごとに選定する理由、しない理由を記載してございます。

　これは14ページまで続きまして、15ページからは、８といたしまして、環境影響評価の実施を予定しております区域を示してございます。９では、調査、予測及び評価の手法を記載してございます。

　ページを送っていただきまして、調査方法といたしましては、16ページに既存資料調査、17ページからは現地調査の内容、調査地点などを掲載してございます。

　20ページまで続きまして、21ページからは予測方法の内容、23ページの後半からは評価方法を記載してございます。

　続きまして、25ページを御覧ください。

　ここからは、Ⅱ章といたしまして、検討内容を記載してございます。各項目別に各専門部会で御検討いただきました内容を取りまとめてございます。

　まず、「１　全般事項」でございます。

　（１）では、住民などからの意見書を踏まえて検討を行いました旨を記載しており、（２）では、事業計画に関して、委員会から「本事業は未来社会の実験場という大阪・関西万博のコンセプトを継承し、ＳＤＧｓの達成に貢献するサステナブルなＩＲをめざしていることから、事業計画の検討にあたっては、環境影響評価技術指針に則ることはもとより、万博で実施される革新的で持続可能な取組を参考に2030年のＳＤＧｓ達成にとどまらず、その先の社会を見据えた具体的な取組内容を明らかにする必要がある。」との御指摘をいただいてございます。

　（３）複合的な影響では、事業計画地であります夢洲では、本事業のほか複数の事業が計画されておりますことから、これらの事業との複合的な影響の考え方につきまして事業者に確認を行っており、枠囲み〔事業者提出資料　1－1〕におきまして、現時点で夢洲においてスケジュールが判明している事業の一覧や、建設工事に伴う環境影響の予測では、大気質、騒音、振動を対象として、本事業以外の環境負荷を含めた複合影響の予測を行うこと、具体的には、万博アセスの図書や夢洲等まちづくり事業調整会議などにて情報を把握することなどが示されてございます。

　26ページを御覧いただきますと、複合的な影響を低減するための他の事業者との調整の考え方について事業者に確認を行ってございます。枠囲み〔事業者提出資料　1－2〕におきまして、工事関連車両の運行について、交通渋滞の抑制等を念頭に置き、夢洲等まちづくり事業調整会議等において運行時間帯の調整などにより平準化を図ること、その方法として、生活環境への影響に十分配慮した上で夜間に資材搬入を実施するなどの考えであることが示されてございます。

　27ページでございますが、これらの考え方を受けまして、27ページ上段のポツにございますように、「工事中は、万博やインフラ工事など夢洲関連事業の関係車両の走行が重複することで、交通混雑が懸念されることから、関係機関と連携し、渋滞についても予測を行うとともに、運行時間帯だけでなく、必要に応じて工事工程についても調整を行う必要がある。」、「また、やむを得ず建設資材等の搬入を夜間に行う場合は、資材搬入車両の走行による保全施設への影響を避けるため、高速道路から此花大橋を通行する走行ルートの徹底を図る必要がある。」との御指摘をいただいております。

　続いて、（４）交通計画でございます。ここでは、予測の前提となる来場想定交通量、駐車場台数の考え方について、事業者に確認を行っており、枠囲み〔事業者提出資料　1－3〕におきまして、ＭＧＭの事業経験や各種統計データ、万博等の実績などから想定交通量、必要駐車場台数などを算出することが示されてございます。これを受けまして、枠囲みの下のポツでございますが、「来場想定交通量及び駐車場台数の設定に係る事業者の考え方は問題ない。」とまとめていただいてございます。

　28ページでございます。

　本事業の供用に伴う自動車交通による影響の低減について事業者に確認を行っており、枠囲みの〔事業者提出資料　1－4〕におきまして、供用後は大規模なバス輸送機能や船舶による輸送機能の導入及び鉄道等の公共交通利用促進等を実行することにより、自動車交通量の抑制に努めることや、ＩＣＴ等を利用した交通情報提供、公共交通利用促進などにより、周辺交通への影響を低減させる計画とすることが示されてございます。

　これを受けまして、枠囲みの下のポツでございますが、「供用後、自動車交通量の増加による環境影響が懸念されることから、ＩＣＴの活用による移動の最適化や他の交通機関の拡充等により、その影響を可能な限り低減するよう努められたい。」との御意見をいただいてございます。

　続いて、（５）緑化計画でございます。方法書に記載されている緑化を含めた生態系ネットワークの維持・形成の考え方について事業者に確認を行っており、枠囲み〔事業者提出資料　1－5〕におきまして、すでに実施した現地調査結果から一部重要種が見つかっていることを踏まえ、施設の供用時に、緑地については、外周沿道部に一定の植樹帯を整備することで、自然環境の連続性の確保に努めること、また、草地を確保することでこれを利用する種に配慮できるよう検討すること、さらに、緑地だけでなく、ＩＲ区域北側においてウォーターフロントの特性を活かし、水鳥が利用可能な水辺の創出及び裸地の確保を検討し、生物が集える環境の創出に努めることが示されてございます。

　これを受けまして、枠囲み下のポツでございます。「水辺等を含む緑化計画の具体化にあたっては、専門家の助言を受けながら、事業計画地及びその周辺地域の生態系を踏まえ、配置や植栽の樹種等について検討する必要がある。さらに、植栽の選定にあたっては地域個体群への遺伝子汚染の影響を考慮するとともに、整備後の生育状況の確認や外来種の繁殖防止の観点も含めた適切な維持管理計画についても検討されたい。」との御意見をいただいております。

　続きまして、（６）環境影響評価項目の選定等でございますが、環境影響評価項目として、大気質、水質・底質から、自然とのふれあい活動の場まで15項目を選定したとしてございます。一方、事業計画地は、浚渫土砂や廃棄物等の埋立地でありますことから、地下水を項目選定していない理由、地盤沈下を選定していない理由につきまして事業者に確認してございます。

　29ページの枠囲み〔事業者提出資料　1－6〕、〔事業者提出資料　1－7〕でその理由を示してございます。そのそれぞれの枠囲みの下のポツで「事業者の考え方について、問題はない。」とまとめていただきました。

　その他の未選定項目につきましては、「本事業の内容と本市環境影響評価技術指針における環境影響評価項目選定の基本的な考え方に基づいており、問題はない。」とまとめていただいてございます。

　ページを送っていただきまして、30ページでございます。

　「２　大気質」でございますが、（１）にございますように、環境影響要因等の選定については問題ない、とまとめていただいてございます。

　（２）の調査、予測及び評価の手法等につきましては、現地調査地点選定の考え方につきまして事業者に確認をいたしましたところ、枠囲み〔事業者提出資料　2－1〕の１におきまして、エネルギーセンターの位置、概要、また、低NOx機器の導入について検討する旨が説明されており、31ページの２には、発電施設の位置、主要走行ルートにおける保全施設の立地状況を勘案して現地調査地点を選定した旨が記載されてございます。

　これらを受けまして、枠囲みの下のポツでございます。「熱源施設等の導入にあたっては、最新の低NOx機器を選定するなど、周辺環境への影響の低減に努められたい。」との御意見をいただいており、ページを送っていただきまして、32ページの上段ですが、現地調査地点について問題はない、とまとめていただいてございます。

　次に、予測手法の詳細とバックグラウンドの考え方について確認をいたしましたところ、枠囲みの〔事業者提出資料　2－2〕におきまして、施設の利用に関する予測手法を表１、工事中に関する予測手法を表２に、36ページの後段の２からは、予測地点及びバックグラウンドが示されてございます。

　これを受けまして、37ページ枠囲みの下でございますが、「大気質に係る予測手法、バックグラウンドの考え方について、問題はない。」とまとめていただいてございます。

　38ページからは、「３　水質・底質」でございます。

　（１）環境影響要因等の選定については、問題はないとされており、（２）調査、予測及び評価の手法等につきましては、枠囲み〔事業者提出資料　3－1〕におきまして、水質・底質に係る現地調査地点選定及び予測手法の考え方について示されてございます。

　これを受けまして、39ページ枠囲みの下でございますが、「水質・底質に係る現地調査地点選定及び予測手法の考え方について問題はないが、具体的な排水の処理方法について準備書に記載されたい。」との御意見を頂戴いたしました。

　ページを送っていただきまして、40ページ「４　土壌」でございます。

　（１）の環境影響要因等の選定につきましては、太陽光発電事業計画候補地が選定されていないことに対し、理由を事業者に確認をいたしましたところ、「アスファルトによる被覆等がなされた土地において、設備設置作業等を行うものであり、最終処分場の維持管理基準上の覆土50cmは維持する計画としていることから、問題はない。」とまとめていただいてございます。

　（２）の調査、予測及び評価の手法等につきましては、現地調査の実施予定がないことについて、その理由を事業者に確認いたしましたところ、枠囲みの〔事業者提出資料　4－1〕におきまして、令和２年度に夢洲３区で土壌調査が実施されており、埋立地特例区域に指定されていることから、工事の実施に当たっては、土壌汚染対策法に基づき適切に対策を行うと共に、施設供用後においては地表面を覆土または舗装し、施設利用者の接触・拡散防止を図ることで安全性を確保する旨などが記載されてございます。

　これを受けまして、その枠囲みの下、「土壌調査に係る調査手法について、既存資料を活用することで問題はない。」とまとめていただいております。

　41ページでございます。

　「５　騒音、振動、低周波音」についてでございます。

　（１）の環境影響要因等の選定については、問題はない、（２）の調査及び予測、評価の手法等につきましては、枠囲み〔事業者提出資料　5－1〕におきまして、現地調査地点の選定理由、調査地点が示されており、42ページ枠囲みの下に調査地点選定について、問題はない、とまとめていただいております。

　続いて、43ページから45ページにかけては、〔事業者提出資料　5－2〕でございまして、予測手法について示されており、その枠囲みの下に「供用時及び建設機械の稼働に伴い発生する騒音の予測にあたっては、今後、具体化される船舶運航計画を踏まえて船舶の騒音についても予測評価を実施するなど、過小評価とならないよう十分に検討を行い、予測の精度向上に努められたい。」との御意見をいただいてございます。

　次は、46ページの「６　電波障害」についてでございます。

　（１）の環境影響要因等の選定については、問題はない、（２）の調査、予測及び評価の手法等につきましては、枠囲み〔事業者提出資料　6－1〕におきまして、その手法が示されており、これを受けまして、47ページ枠囲み下でございますが、問題はない、とまとめていただいておるところでございます。

　48ページからは、「７　廃棄物・残土」でございます。

　（２）調査、予測及び評価の手法等につきましては、枠囲み〔事業者提出資料　7－1〕におきまして、予測手法について示されてございます。

　これを受けまして、枠囲みの下でございますが、「廃棄物発生量の予測手法にあたっては、最新の類似事例の調査を行い予測精度の向上を図られたい。」との御意見を頂戴してございます。

　49ページを御覧ください。

　続いて、建設工事中の廃棄物・残土の処理方法について確認をいたしましたところ、〔事業者提出資料　7－2〕におきまして、残土については、極力、埋戻土として夢洲での島内処分を行う予定であり、残土を搬出する場合は、土壌汚染対策法に基づき適切に飛散防止措置を講ずること、また、汚泥につきましては、事業計画地外へ搬出し、処理をする予定ということが示されてございます。

　これを受けまして、枠囲みの下でございます。「建設工事から発生する汚泥については、技術的に可能なものは再利用や再資源化に努められたい。」との御意見を頂戴してございます。

　50ページからは、「８　地球環境」についてでございます。

　（２）調査、予測及び評価の手法等につきましては、枠囲み〔事業者提出資料　8－1〕におきまして、予測手法について示されており、これを受けまして、枠囲みの下でございますが、当該手法について、問題はない、とまとめていただいております。

　続いて、現段階で採用を予定しております温室効果ガス排出抑制対策と評価にあたっての削減目標の考え方について事業者に確認をいたしましたところ、枠囲みの〔事業者提出資料　8－2〕におきまして、51ページの表のとおり、温室効果ガス排出抑制対策を予定していることが示されてございます。

　これを受けまして、枠囲みの下でございますが、「「夢洲まちづくり基本方針」には、我が国最高水準の環境都市の実現が掲げられており、また、大阪市では、令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロの実現を達成した大阪市の姿「ゼロカーボン　おおさか」の実現をめざしている。」こと、また、「これらを十分踏まえ、エネルギーの利用、建築物の設計、サービスの提供、輸送など、各分野における最先端技術の積極的な導入により、世界の脱炭素化をリードする取組を実践することとし、準備書では具体的な対策内容や削減目標を示すとともに、供用後も更なる削減に取組み、早期にカーボンニュートラルをめざす必要がある。」との御指摘をいただいております。

　52ページは、「９　気象（風害を含む）」でございます。

　（１）の環境影響要因等の選定については、問題はない、（２）の調査、予測及び評価の手法等については、枠囲みの〔事業者提出資料　9－1〕におきまして、予測及び評価の手法について示されており、予測は、実験模型の再現による風洞実験を実施し、上空風データはアメダス神戸空港とする、評価は、「強風の頻度に基づく風環境評価尺度（村上の方法）」を用いるとされております。

　これを受けまして、53ページ枠囲みの下でございます。「予測に用いる上空風データについては、事業計画地と神戸空港では周辺の地形に相違がみられることから、事業計画地により近い観測所を含めた周辺の風向風速データと現地調査結果を比較検討した上で選定する必要がある。」との御指摘をいただいております。

　54ページからは、「10　動物、植物、生態系」でございます。

　（１）でございます。環境影響要因等の選定については、太陽光発電事業計画地候補地におきまして、動物、植物、生態系に係る環境影響要因を選定していない理由について事業者に確認をいたしました。枠囲み〔事業者提出資料　10－1〕におきまして、アスファルトによる被覆がなされる等、動植物の生息がないと確認した場所で設備設置作業等を行うものであるため、選定しません、とされておりますことから、その下のポツでございますけれども、問題はない、とまとめていただいております。次のポツ、事業計画地及びその周辺では動植物の重要種が生息・生育していることが想定され、鳥類以外の生態系なども環境影響評価の対象項目とすべきと考えられましたため、事業者にこれを確認いたしましたところ、枠囲みの〔事業者提出資料　10－2〕におきまして、事業計画地の一部では、埋立・造成などが実施され長期間が経過した箇所が存在することも想定されることから、鳥類以外の陸域動物、陸域植物及び陸域生態系を環境影響評価の対象項目に追加し、予測及び評価、環境保全措置の検討を行うと示されていることから問題はないとまとめていただいたところであります。

　55ページ（２）でございます。現地調査の考え方について〔事業者提出資料　10－3〕に示されてございます。

　続いて、57ページの表には、陸域植物について示されておりますが、植物相の調査頻度が年２回、春と秋とされております。

　これを受けまして、59ページ枠囲みの下でございますが、「植物については、生育期間の短い種もあることから、夏季における植物相の現地調査を追加で行う必要がある。」との御指摘をいただいております。また、「鳥類が事業計画地内だけでなく、夢洲の事業計画地外を多く利用していること等から、当該地域においても、既存調査の活用により動植物の生息・生育状況を把握されたい。」との御意見もいただいております。

　60ページでございます。

　「11　景　観」でございますが、（２）調査、予測及び評価の手法等につきましては、枠囲み〔事業者提出資料　11－1〕におきまして、調査及び予測手法について示されてございます。これは、62ページまで続きまして、枠囲みの下のポツでございますけれども、予測手法について問題はないとまとめていただいておりますが、「大規模建物を中心としたシルエットの形成やライトアップを検討し、大スケールのパノラマ景観及び夜間景観の形成に取り組むとしていることから、屋外照明の漏れ光が周辺環境に与える影響について事業者に確認したところ、それらに配慮していくとのことであり、具体的な配慮内容については環境影響評価準備書に記載されたい。」との御意見をいただいてございます。

　63ページは、最後の項目「12　自然とのふれあい活動の場」でございます。

　（２）調査、予測及び評価の手法等につきましては、枠囲み〔事業者提出資料　12－1〕におきまして、調査、予測及び評価の手法について66ページにかけて示されてございます。

　これを受けまして、枠囲みの下、問題はない、とまとめていただいてございます。

　以上が、各環境影響評価項目の検討結果でございます。

　67ページからは、Ⅲ章といたしまして、本方法書に対して住民等から提出されました意見書の概要を掲載してございます。これは、74ページまで記載をしてございます。

　次に、75ページでございます。

　これまで、第Ⅱ章のところで御説明を申し上げました検討内容におきまして御指摘をいただいた事項を改めてまとめております。前文の下２行には、大阪市長宛てに、検討内容での意見や指摘事項を含めて、報告書の趣旨が準備書の作成等に反映されるよう事業者を十分に指導されたいと述べられており、「記」以降でございますけれども、ＳＤＧｓ達成への貢献、工事中の輸送計画、緑化計画、地球環境、ページをまたぎますけれども、気象、植物の７点について御指摘をいただきました事項を取りまとめてございます。

　最後77ページには「おわりに」がございまして、事業者においては、夢洲で実施される大阪・関西万博でのＳＤＧｓ達成に向けた取組に配慮したまちづくりや我が国最高水準の環境都市の実現を目指していることなどの趣旨を十分に踏まえ、持続可能な社会の実現を先導する取組を進められるよう重ねて要望すると結んでおります。

　以上が、各部会でパートごとに御検討いただきました検討結果報告書の案の内容でございます。改めまして御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【近藤会長】　どうもありがとうございました。この検討結果報告書の案につきましては、各部会において既に御議論いただいているところではございますが、ただいまの説明につきまして、何か補足説明や御意見等はございませんでしょうか。ありましたら、マイクをオンにして御発言をよろしくお願いいたします。

　どなたか、いらっしゃらないでしょうか。

　では、私のほうから、やはり2029年に完成ということで、2030年が一つの環境に対する大きな目標設定がありますので、それに向けて、最後の「おわりに」のところにまとめられていますけれども、ぜひそういったことが実現できるように、事業者に御指導していただければありがたいというふうに思っております。というので、私のほうからのコメントでございます。

　ほか、もうよろしいでしょうか。

　では、ほかに御意見がないようですので、ただいまの報告書（案）の（案）を取らせていただきまして、最終報告としてよろしいでしょうか。

　では、特に御意見がないようですので、この本報告書をもちまして、大阪市長宛てに答申することといたします。

　それでは、今から答申文を読み上げさせていただきます。

　令和４年７月27日

　大阪市長　松井一郎様

　大阪市環境影響評価専門委員会　会長　近藤　明

　大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業環境影響評価方法書について（答申）

　令和４年５月31日付　大環境第ｅ-153号で諮問のありました標題については、別添の検討結果報告書をもって答申します。以上です。

　では、これで事務局のほうにお返しいたします。よろしくお願いいたします。

【司会】　ありがとうございました。

　それでは、ここで局長の堀井より一言御礼を申し上げます。

【環境局長】　本日は、大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業環境影響評価方法書につきまして御答申を賜り、誠にありがとうございました。本日いただきました答申の趣旨を十分に踏まえまして、事業者に対し、環境の保全及び創造の見地からの市長意見を述べるとともに、適切に環境影響評価が実施されるように指導してまいります。

　また、このたび９名の委員の皆様におかれましては、任期の満了を迎えられることとなりました。大変御多用の中、これまで精力的に御審議をいただきました2025年日本国際博覧会やうめきた２期開発、梅田３丁目開発、なにわ筋線など、おかげをもちまして環境影響評価書まで審査を完了することができました。引き続き、事後調査報告書等を通じて、事業者の環境配慮が適切に実施されるように指導してまいります。

　そして、御留任いただきます委員の皆様方におかれましては、今後も大阪市内では、北陸新幹線や新たな大規模建築物の案件が控えております。引き続き、お力添えを賜りますようにお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

　本日はどうもありがとうございました。

【司会】　これをもちまして、本日の大阪市環境影響評価専門委員会を終了させていただきます。御審議を賜り、誠にありがとうございました。